



山形県公報

平成24年3月27日(火)
第2329号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 訓 令

○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令……………(学事文書課) ……366

### 告 示

- 歳入の徴収の事務の委託……………(市町村課) ……367
- 山形県男女共同参画センターの休館日……………(青少年・男女共同参画課) ……同
- 山形県男女共同参画センターの利用料金……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……368
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……369
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……370
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……371
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……372
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……373
- 最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 最上中央公園の利用料金……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……375
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……376
- 同……………(同) ……378
- 同……………(同) ……379
- 同……………(同) ……381
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……383
- 同……………(同) ……385
- 同……………(同) ……386
- 同……………(同) ……387
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金……………(教育庁) ……389
- 山形県生涯学習センターの休館日……………(同) ……同
- 山形県生涯学習センターの利用料金……………(同) ……390

教育委員会関係

告示

○山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日……………392

公安委員会関係

告示

○山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程……………同

選挙管理委員会関係

告示

○政治団体の設立……………393

○政治団体の届出事項の異動……………同

○政治団体の解散……………395

○資金管理団体の届出事項の異動……………同

○資金管理団体の指定の取消……………396

公 告

○一般競争入札の公告……………（情報企画課）…同

○県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…398

○同……………（最上総合支庁建築課）…401

○同……………（置賜総合支庁建築課）…404

○同……………（庄内総合支庁建築課）…407

正 誤

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項ただし書中「印刷し」を「印刷することができることとし」、「公印の押印を省略することができる」を「原則として公印の押印を省略するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 書簡文書等押印しないことが通例とされる文書

(2) 往復文書（法令上の効力を有するもの等その内容が特に重要なものを除く。）

(3) 前2号に掲げる文書のほか、文書主管課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書

第34条第2項中「施行文書（書簡文書及び県の機関に対して発するものを除く。）」を「必要に応じて、施行文書」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第303号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務  
地域総合整備資金に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び住所  
(1) 名 称 財団法人地域総合整備財団  
(2) 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号
- 3 委託年月日  
平成24年3月13日

### 山形県告示第304号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 休館日  
(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日  
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 山形県告示第305号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

| 名 称           | 利 用 料 金 の 額            |                        |                        |              |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------|
|               | 午前9時から<br>午後0時30分までの間  | 午後1時から<br>午後5時までの間     | 午後5時30分から<br>午後9時までの間  | 左記の時間帯<br>全て |
| 学 習 室         | 2,030円<br>(1時間当たり580円) | 2,320円<br>(1時間当たり580円) | 2,030円<br>(1時間当たり580円) | 5,740円       |
| 保育設備付<br>き学習室 | 840円<br>(1時間当たり240円)   | 960円<br>(1時間当たり240円)   | 840円<br>(1時間当たり240円)   | 2,370円       |

#### 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室及び保育設備付き学習室を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相

当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

山形県告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|-------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社アライブ       | ケアプランセンター コーデ・E<br>鶴岡市苗津町3番3号 | 居宅介護支援  | 平成24. 3. 14 |

山形県告示第307号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名         | 地区名     | 工事完了年月日      |
|-------------|---------|--------------|
| ため池等整備事業    | 小松原大沼地区 | 平成24. 2. 29  |
| 開拓地整備事業     | 次年子地区   | 平成 8. 10. 21 |
| 中山間地域総合整備事業 | 東根東部地区  | 平成 9. 3. 25  |
| 農地環境整備事業    | 寺町地区    | 平成 9. 12. 15 |
| 防災ダム事業      | 銀山川地区   | 平成24. 3. 12  |

山形県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字東町250番1から<br>同 字十二神3128番6まで | 旧    | 13.8メートル<br>} 4.6 | メートル<br>959 |
| 同 上                                     | 新    | 13.8メートル<br>} 4.6 | 同 上         |
| 同 上                                     |      | 34.0メートル<br>} 7.7 | メートル<br>958 |

山形県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 山形市相生町481番1から<br>同 宮町五丁目687番1まで | 旧    | 57.0メートル<br>} 25.0 | メートル<br>418 |
| 同 上                             | 新    | 48.0メートル<br>} 25.0 | 同 上         |

山形県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長           |
|-------------------------------------------|------|-------------------|---------------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字東町181番1から<br>同 大字根際字五宮2182番まで | 旧    | 21.0メートル<br>} 4.0 | メートル<br>1,984 |
| 同 上                                       | 新    | 21.0メートル<br>} 4.0 | 同 上           |
| 東村山郡山辺町大字山辺字東町2908番14から<br>同 元宮2番まで       |      | 34.5メートル<br>} 7.3 | メートル<br>2,428 |

**山形県告示第311号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|----------------|---|------|----------|--------|
| 山形市吉原南291番41から |   | 旧    | 22.5メートル | 25メートル |
| 同 291番39まで     |   |      | 9.2      |        |
| 同              | 上 | 新    | 26.5メートル | 同上     |
|                |   |      | 11.5     |        |

**山形県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------|---|------|----------|---------|
| 天童市清池東二丁目1363番から |   | 旧    | 42.0メートル | 26メートル  |
| 同 大字清池字西側35番1まで  |   |      | 36.0     |         |
| 天童市大字清池字東側33番から  |   | 新    | 42.0メートル | 528メートル |
| 同 字西側35番1まで      |   |      | 13.8     |         |

**山形県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字東町250番1から  
同 字十二神3128番6まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日

**山形県告示第314号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
  - 2 供用開始の区間 山形市相生町481番1から  
同 宮町五丁目687番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月30日
- 

**山形県告示第315号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蔵王公園線
  - 2 供用開始の区間 山形市蔵王上野字辰ノ口1193番6から  
同 3130番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月27日
- 

**山形県告示第316号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山辺線
  - 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字東町2908番14から  
同 元宮2番まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月30日
- 

**山形県告示第317号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形上山線
  - 2 供用開始の区間 山形市吉原南291番41から  
同 291番39まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月27日
- 

**山形県告示第318号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
  - 2 供用開始の区間 天童市清池東二丁目1363番から  
同 大字清池字西側35番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月27日
- 

**山形県告示第319号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
  - 2 供用開始の区間 山形市薬師町二丁目1734番19から  
同 179番2まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月28日
- 

**山形県告示第320号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
  - 2 供用開始の区間 天童市一日町一丁目253番2から  
同 五日町一丁目229番1まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月28日
- 

**山形県告示第321号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 下原山形停車場線
  - 2 供用開始の区間 山形市春日町10番6号から  
同 9番1号まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月29日
- 

**山形県告示第322号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童河北線
  - 2 供用開始の区間 天童市大字道満字大明神1184番1から  
同 大字山口字大明神4276番10まで
  - 3 供用開始の期日 平成24年3月30日
-



## 山形県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字柳川字向29番3から<br>同 字柳川157番まで | 旧    | 73.0メートル<br>} 4.7 | メートル<br>758 |
| 同 上                                |      | 50.0メートル<br>} 9.5 | メートル<br>704 |
| 同 上                                | 新    | 50.0メートル<br>} 9.5 | 同 上         |

## 山形県告示第324号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使 用 時 間       | 休 業 日                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 屋内多目的施設   | 午前9時から午後10時まで | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 12月29日から翌年の1月3日まで</li> <li>2 4月から10月までの毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</li> <li>3 11月から翌年の3月までの第2火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）</li> </ol> |

- 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第325号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               |      | 単 位          | 利用料金    |
|-------------------|------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      | 700円    |
|                   | 映画撮影 | 1日につき        | 14,000円 |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

| 有料公園施設<br>の名称        | 区 分                                   |                              |                  | 利 用 料 金                       |
|----------------------|---------------------------------------|------------------------------|------------------|-------------------------------|
| 屋内多目的施設              | 全部を単<br>独で使用<br>する場合                  | アマチュ<br>アスポー<br>ツに使用<br>する場合 | 入場料金を領収し<br>ない場合 | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1時間当たり 860円 |
|                      |                                       |                              |                  | 上記以外の場合<br>1時間当たり 1,720円      |
|                      |                                       | 入場料金を領収す<br>る場合              | 児童生徒等のみが使用する場合   | 1時間当たり 1,720円                 |
|                      |                                       |                              | 上記以外の場合          | 1時間当たり 3,440円                 |
|                      | アマチュ<br>アスポー<br>ツ以外の<br>用途に使用<br>する場合 | 入場料金を領収しない場合                 |                  | 1時間当たり 8,600円                 |
|                      |                                       | 入場料金を領収する場合                  |                  | 1時間当たり 34,400円                |
| 半面を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合                        |                              |                  | 1時間当たり 430円                   |
|                      | 上記以外の場合                               |                              |                  | 1時間当たり 860円                   |

ロ 附属施設及び器具の利用料金

| 区 分     | 単 位   | 金 額                      |                               |
|---------|-------|--------------------------|-------------------------------|
|         |       | アマチュアスポ<br>ーツに使用する場<br>合 | アマチュアスポ<br>ーツ以外の用途に<br>使用する場合 |
| 屋内多目的施設 | 会議室   | 1時間につき<br>200円           | 400円                          |
|         | 放送設備  | 1時間につき<br>50円            | 100円                          |
|         | テニス用具 | 一式<br>1時間につき<br>50円      |                               |

|  |          |              |      |  |
|--|----------|--------------|------|--|
|  | ミニサッカー用具 | 一式<br>1時間につき | 100円 |  |
|  | ゲートボール用具 | 一式<br>1時間につき | 50円  |  |

## 備考

- 1 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
  - 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
  - 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市上山添地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年12月16日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（一般県道板井川下山添線の整備に伴う道路台帳の作成）

## 山形県告示第327号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東村山郡山辺町大字根際字七曲504番1
- 3 設立認可の年月日  
平成13年10月23日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 5 変更認可の年月日  
平成24年3月27日

## 山形県告示第328号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
庄内町四ツ興野土地区画整理組合

- 2 事務所の所在地  
東田川郡庄内町余目字猿田7番地6
- 3 設立認可の年月日  
平成18年12月13日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 5 変更認可の年月日  
平成24年3月27日

#### 山形県告示第329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 青野北沢川       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 青野南沢川       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 高原沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山家沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 双月沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 和合沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 猿岡沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 恥川          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 八森川1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 八森川2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岩波沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岩波沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上桜田沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水木沢北        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 水木沢南        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 桜田沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中桜田沢1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 中桜田沢 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 飯田沢 1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 飯田沢 2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 鳴沢川－1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 鳴沢川－2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 半郷沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 上野     | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 岩波     | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 八森     | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 風間 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 風間 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和合 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和合 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山家    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高原町 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高原町 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山家 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 双月新町   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 双月     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松山 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松山 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松山 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平清水 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大平     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 八森      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波2-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波2-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波4-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上桜田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦1-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦1-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦1-3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺山-1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺山-2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三百谷地    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王半郷1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王半郷1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王半郷2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王堀田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 隅田川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小路          | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 天童中         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼北－1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼北－2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼北－3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 北目3         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 山元          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 立宿上1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 若松1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 若松3         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 若松4－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 若松4－2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 干布          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第331号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 家の入         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大佐田沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 深沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大入沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 小白布沢－1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小白布沢－2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大白布沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 畑の沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 竜田     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 道神沢2－1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 道神沢2－2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 道神沢2－3 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 道神沢2－4 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 杉の下沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 入乃沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 源八前沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西之沢    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 北の脇    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 船坂道上   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 源八前沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 杉の下沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大白布沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大白布沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 源八前沢3  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 坂下沢1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 市布     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 源八前沢4  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 上新田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |



|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 坂町－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂町－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市布   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竜田   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森合   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹原1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹原2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉ノ下  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第332号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 桐木沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ヤルミ沢－1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ヤルミ沢－2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 街道沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沢入          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| もの沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 矢の水沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 二戸ヶ沢－1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 新蔵沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 馬場沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 玉庭沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |      |
|--------|----------|------|
| 玉庭沢 2  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 玉庭沢 3  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 下台沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 和合沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 朴沢沢 1  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 朴沢沢 2  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 朴沢沢 3  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 佐野沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 明才沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 中程沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 柴引沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 温井－ 1  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 温井－ 2  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 温井－ 3  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 温井－ 4  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 温井－ 5  | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 上和合－ 1 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 上和合－ 2 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 上和合－ 3 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 上和合－ 4 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 上和合－ 5 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 上和合－ 6 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 高野沢－ 1 | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 高野沢－ 2 | 別紙図面のとおり | 地すべり |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 高野沢－3 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 高野沢－4 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 高野沢－5 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 高野沢－6 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 高野沢   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高野沢2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高野沢3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 朴の沢   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高野沢4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第333号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 高原沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 山家沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 双月沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 和合沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 猿岡沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 八森川1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 八森川2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上桜田沢1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 水木沢北          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 桜田沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中桜田沢1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中桜田沢2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 飯田沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 鳴沢川-2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 半郷沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 風間1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 風間2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和合1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 和合2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上山家   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高原町1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高原町2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山家2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 双月新町  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 双月    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松山1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松山2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松山3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平清水2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大平    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八森    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 岩波2-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩波4-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上桜田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦1-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦1-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 町浦3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺山-1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺山-2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三百谷地    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王半郷1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王半郷1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王半郷2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王堀田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第334号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 天童中           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼北-1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 沼北-2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 沼北－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 北目3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山元    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 立宿上1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若松1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若松3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若松4－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若松4－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 干布    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 家の入           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大佐田沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 深沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大入沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小白布沢－1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小白布沢－2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 畑の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 竜田            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 道神沢2－1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 道神沢2-4 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 杉の下沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 北の脇    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 船坂道上   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 源八前沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 杉の下沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大白布沢1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大白布沢2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 源八前沢3  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 市布     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 上新田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂町-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂町-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 市布     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竜田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 森合     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹原1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 笹原2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉ノ下    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 桐木沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ヤルミ沢－2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 街道沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| もの沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 二戸ヶ沢－1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 新蔵沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 馬場沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 玉庭沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 玉庭沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 玉庭沢3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 下台沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 和合沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 朴沢沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 朴沢沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 朴沢沢3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 佐野沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 明才沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中程沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 柴引沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 高野沢           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 高野沢2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 高野沢3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 朴の沢           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |



|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 高野沢4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|------|----------|---------|

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

### 山形県告示第337号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第7条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

| 区 分 |                                                                              | 利 用 料 金    |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 個 人 | 大学の学生及びこれに準ずる者                                                               | 100円       |
|     | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員                        | 無料         |
|     | 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人 | 無料         |
|     | 上記以外の者                                                                       | 200円       |
| 団 体 | 大学の学生及びこれに準ずる者                                                               | 1人につき 70円  |
|     | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員                        | 無料         |
|     | 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人 | 無料         |
|     | 上記以外の者                                                                       | 1人につき 150円 |

#### 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 山形県告示第338号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 休館日

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第339号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 名 称   | 利 用 料 金 の 額            |                          |                          |              |
|-------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|
|       | 午前9時から<br>午後0時30分までの間  | 午後1時から<br>午後5時までの間       | 午後5時30分から<br>午後9時までの間    | 左記の時間帯<br>全て |
| ホ ー ル | 5,990円                 | 8,560円                   | 8,980円                   | 23,530円      |
| 第1研修室 | 2,560円<br>(1時間当たり730円) | 3,660円<br>(1時間当たり910円)   | 3,840円<br>(1時間当たり1,090円) | 9,050円       |
| 第2研修室 | 1,420円<br>(1時間当たり400円) | 2,030円<br>(1時間当たり500円)   | 2,130円<br>(1時間当たり600円)   | 5,020円       |
| 第3研修室 | 490円<br>(1時間当たり140円)   | 710円<br>(1時間当たり170円)     | 740円<br>(1時間当たり210円)     | 1,740円       |
| 第4研修室 | 490円<br>(1時間当たり140円)   | 710円<br>(1時間当たり170円)     | 740円<br>(1時間当たり210円)     | 1,740円       |
| 第5研修室 | 1,280円<br>(1時間当たり360円) | 1,830円<br>(1時間当たり450円)   | 1,920円<br>(1時間当たり540円)   | 4,520円       |
| 特別会議室 | 3,420円<br>(1時間当たり970円) | 4,890円<br>(1時間当たり1,220円) | 5,130円<br>(1時間当たり1,460円) | 12,090円      |
| 和室研修室 | 1,140円<br>(1時間当たり320円) | 1,630円<br>(1時間当たり400円)   | 1,710円<br>(1時間当たり480円)   | 4,030円       |

## 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

## (2) 附属設備

| 区分   | 設備名     | 単位 | 利用料金の額 |
|------|---------|----|--------|
| 舞台設備 | ピアノ     | 1台 | 3,260円 |
|      | 演壇（花台共） | 一式 | 400円   |
|      | 司会者用演壇  | 1台 | 200円   |
|      | びょうぶ    | 1双 | 1,010円 |
|      | 所作台     | 1台 | 200円   |
|      | 平台      | 1台 | 100円   |
|      | 毛せん     | 1枚 | 100円   |
|      | 上敷ござ    | 1枚 | 100円   |

|        |                        |         |         |
|--------|------------------------|---------|---------|
|        | 地がすり                   | 1張      | 300円    |
|        | 指揮台                    | 1台      | 100円    |
|        | 譜面台                    | 1台      | 100円    |
| 舞台照明設備 | 第1 ボーダーライト             | 1列      | 500円    |
|        | 第2 ボーダーライト             | 1列      | 500円    |
|        | 第1 サスペンションライト          | 1列      | 1,010円  |
|        | 第2 サスペンションライト          | 1列      | 1,010円  |
|        | アッパーホリゾンライト            | 1列      | 710円    |
|        | ローアホリゾンライト             | 1列      | 710円    |
|        | フットライト                 | 1列      | 300円    |
|        | ステージライト                | 1台      | 150円    |
|        | ミラーボール                 | 1台      | 330円    |
|        | シーリングライト               | 1列      | 1,010円  |
|        |                        | スポットライト | 1台      |
| 視聴覚設備  | コンパクトディスクプレーヤー         | 一式      | 500円    |
|        | レコードプレーヤー              | 一式      | 500円    |
|        | ミニディスクプレーヤー            | 一式      | 500円    |
|        | テープデッキ                 | 一式      | 500円    |
|        | ビデオプロジェクター             | 一式      | 2,030円  |
|        | カラーテレビカメラ              | 1台      | 1,520円  |
|        | 16ミリ映写機（1600ワット）       | 1台      | 2,030円  |
|        | 16ミリ映写機（350ワット）        | 1台      | 1,010円  |
|        | マイクセット（ホール用）           | 一式      | 1,010円  |
|        | マイク（ホール用）              | 1本      | 300円    |
|        | 監視カメラ                  | 1台      | 1,830円  |
|        | スライド映写機（550ワット）        | 1台      | 1,010円  |
|        | スライド映写機（350ワット）        | 1台      | 1,010円  |
|        | スライド映写機（250ワット）        | 1台      | 810円    |
|        | オーバーヘッドプロジェクター（575ワット） | 1台      | 1,010円  |
|        | オーバーヘッドプロジェクター（300ワット） | 1台      | 500円    |
|        | 携帯用ビデオカメラ              | 1台      | 500円    |
|        | モニターテレビ（ビデオ付き）         | 一式      | 500円    |
|        | ビデオデッキ                 | 1台      | 300円    |
|        | ディー・ブイ・ディープレーヤー        | 1台      | 300円    |
|        | ブルーレイディスクプレーヤー         | 1台      | 300円    |
|        | ワイヤレスマイクセット            | 一式      | 300円    |
|        | データプロジェクター             | 一式      | 740円    |
|        | 映像会議装置（特別会議室用）         | 一式      | 3,560円  |
|        | 資料提示装置（特別会議室用）         | 1台      | 1,320円  |
|        | 資料提示装置（視聴覚制御室用）        | 1台      | 1,010円  |
|        | ビデオ録画装置                | 一式      | 1,320円  |
| 同時通訳設備 | 同時通訳設備（ホール用）           | 一式      | 14,100円 |
|        | 同時通訳設備（特別会議室用）         | 一式      | 10,600円 |
|        | 受信機                    | 1台      | 100円    |
| 展示設備   | 展示パネル                  | 1枚      | 20円     |
|        | 展示ケース                  | 一式      | 200円    |

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

| 区 分    | 金 額 |
|--------|-----|
| 1時間当たり | 50円 |

(4) 冷暖房使用に係る加算額

| 区 分   | 1時間当たりの金額 |
|-------|-----------|
| ホール   | 410円      |
| 第1研修室 | 160円      |
| 特別会議室 | 160円      |

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第5号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）第5条第2項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

1 開館時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、午後4時30分以降は、入館することができない。

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（同法第2条に規定するみどりの日、こどもの日及び文化の日を除く。）
- (2) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日又は文化の日であるときは、その翌日）
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

3 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第4号

山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月27日

山形県公安委員会  
委員長 小 林 由 紀 子

## 山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程

山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。  
第13条第2号中「、指定」を「及び指定」に改め、「及び自主経路設定コース」を削る。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

## 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年3月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日          |
|------------------|--------|----------|-------------------|--------------------------|----------------|
| 自由民主党山形県西置賜郡第一支部 | 小池 克敏  | 渡部 春昭    | 西置賜郡小国町大字岩井沢836番地 | ○                        | 平成<br>24. 2. 6 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日           |
|------------|--------|----------|----------------|-----------------|
| 船山利美を支援する会 | 佐藤 秀市  | 東海林 則夫   | 南陽市梨郷1298-2    | 平成<br>24. 1. 11 |
| 山口まさお後援会   | 山口 光幸  | 岡田 博     | 南陽市宮内2421番地の16 | 同<br>2. 14      |

## 山形県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年3月27日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称    | 異動事項     | 内 容    |        | 届出年月日           |
|------------|----------|--------|--------|-----------------|
|            |          | 新      | 旧      |                 |
| 自由民主党山形市支部 | 代表者の氏名   | 斎藤 武弘  | 峯田 豊太郎 | 平成<br>24. 1. 27 |
|            | 会計責任者の氏名 | 長谷川 幸司 | 後藤 誠一  |                 |

|                  |            |                    |                  |           |
|------------------|------------|--------------------|------------------|-----------|
| 自由民主党大江町支部       | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡大江町大字本郷丙639番地4 | 西村山郡大江町大字楯山384番地 | 同<br>2.13 |
|                  | 代表者の氏名     | 古城紀夫               | 東海林長三郎           |           |
|                  | 会計責任者の氏名   | 松田栄一               | 古城紀夫             |           |
| 自由民主党上山支部        | 主たる事務所の所在地 | 上山市金生東2丁目3番4号      | 上山市金生字北沢1313番地   | 同<br>2.17 |
|                  | 代表者の氏名     | 佐藤昇                | 大場重弥             |           |
| 自由民主党山形県東田川郡第二支部 | 会計責任者の氏名   | 吉宮茂                | 岩浪和吉             | 同<br>2.22 |
| 自由民主党山形県司法書士支部   | 会計責任者の氏名   | 早坂和也               | 志藤賢一             | 同<br>2.29 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 異動事項     | 内 容   |      | 届出年月日          |
|---------------|----------|-------|------|----------------|
|               |          | 新     | 旧    |                |
| 山崎論後援会        | 代表者の氏名   | 山崎論   | 岩月忠幸 | 平成<br>24. 1.12 |
| 山形県美容政治連盟     | 代表者の氏名   | 小山幸子  | 齋藤隆  | 同<br>1.13      |
| しらとりまさみ後援会    | 会計責任者の氏名 | 白鳥恵美子 | 今井憲史 | 同              |
| 桑原ひとしを育てる会    | 代表者の氏名   | 板垣文男  | 神保庄治 | 同<br>2. 7      |
| 山形県民社協会山形支部   | 会計責任者の氏名 | 寺岡義春  | 舘内悟  | 同              |
| 柿崎幹雄後援会       | 会計責任者の氏名 | 柿崎直次  | 八鍬栄正 | 同<br>2.14      |
| 加藤憲彦後援会       | 代表者の氏名   | 小野幹雄  | 加藤俊正 | 同<br>2.15      |
| 高橋ふみこ後援会      | 会計責任者の氏名 | 秋保富士男 | 富樫悦子 | 同              |
| 木村忠三後援会       | 代表者の氏名   | 高橋源三  | 木村忠三 | 同              |
|               | 会計責任者の氏名 | 高木茂之  | 木村芳浩 |                |
| 菅俊郎を育てる会      | 会計責任者の氏名 | 庄司靖志  | 庄司栄増 | 同<br>2.16      |
| 遠藤幸一後援会       | 会計責任者の氏名 | 遠藤崇幸  | 竹田敏和 | 同<br>2.17      |
| 庄内未来研究会       | 会計責任者の氏名 | 吉宮茂   | 岩浪和吉 | 同<br>2.22      |
| 守谷丹吾後援会       | 会計責任者の氏名 | 守谷丹吾  | 守谷吉弘 | 同<br>2.27      |
| 日本司法書士政治連盟山形会 | 代表者の氏名   | 河野昭彦  | 早坂幸久 | 同<br>2.29      |

**山形県選挙管理委員会告示第10号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年3月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日    |
|---------------|-------------|--------------|
| 斉藤かんゆう後援会     | 高 橋 浩 幸     | 平成23. 11. 1  |
| 秋葉忠後援会        | 後 藤 清 三     | 平成23. 12. 27 |
| 岸宏一金山後援会      | 柴 田 佐 一     | 平成23. 12. 30 |
| みねた豊太郎後援会     | 大 風 茂 吉     | 平成23. 12. 31 |
| 塩田秀雄と歩む会      | 佐 藤 秀 市     | 平成23. 12. 31 |
| 清潔な南陽市を築く市民の会 | 菊 地 泰 雄     | 平成23. 12. 31 |
| 敬友会後援会        | 高 橋 明       | 平成23. 12. 31 |
| 小関常良後援会       | 酒 田 正 義     | 平成23. 12. 31 |
| 渋谷晏弘後援会       | 後 藤 利 昭     | 平成24. 1. 31  |
| 中島幸夫後援会       | 中 島 幸 夫     | 平成24. 2. 1   |
| 八鍬長一後援会       | 小 野 民 善     | 平成24. 2. 8   |
| こんた雄三後援会      | 石 山 豊       | 平成24. 2. 10  |
| 今田雄三政治研究会     | 今 田 雄 三     | 平成24. 2. 10  |

**山形県選挙管理委員会告示第11号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年3月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項 | 内 容     |         | 届出年月日      |
|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|------------|
|           |         |           |         | 新       | 旧       |            |
| 枝松直樹      | 山形県議会議員 | 枝松直樹後援会   | 公職の種類   | 山形県議会議員 | 上山市議会議員 | 平成24. 2. 1 |

## 山形県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成24年3月27日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地  | 代表者の氏名 | 指定取消年月日     |
|------------------------|---------|-----------|-------------|--------|-------------|
| 今田雄三                   | 山形県議会議員 | 今田雄三政治研究会 | 新庄市住吉町5番28号 | 今田雄三   | 平成24. 2. 10 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及びイントラ情報システム再構築に係る移行計画策定業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月27日

山形県知事 吉村美栄子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成24年5月15日（火）午後1時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークサーバ及びイントラ情報システム再構築に係る移行計画策定業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成25年2月28日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を、平成24年4月26日（木）午前10時までに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

- (1) から(5)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(8)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。



- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (6) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当  
電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札者の決定の方法
- イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
- (ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。
- ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。
- なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。
- さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、県は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は県の行う調査に協力すべきこととする。
- ニ 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- (2) 技術点及び価格点の配分 点数については800点満点とし、うち技術点を500点、価格点を300点とする。
- (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。
- (4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。
- $$\text{価格点} = 300 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成24年4月5日（木）午後3時までに山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Planning of the migration and restructuring of the Yamagata Prefectural Government's central communication network server and the intranet information system 1 set
- (2) Time-limit for tender : 1:00P.M. May 15, 2012
- (3) Contact point for the notice : Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2098

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |                                    |
|--------------|--------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第二アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51     | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用              | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 16,800                             | 16,800 | 16,800 | 3月分の家賃に相当する額                       | 単身可                                |
| 同 4号         | 同 17-22            | 同    | 44.4                          | 1    | 同                | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,300                             | 17,300 | 17,300 |                                    | 単身可                                |
| 同 五十鈴アパート1号  | 同 大野目二丁目2-52       | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 23,200 | 23,200 |                                    |                                    |
| 同 2号         | 同 2-50             | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 14,700                  | 17,000                             | 19,500                             | 22,000                             | 23,200 | 23,200 |                                    |                                    |
| 同 馬見ヶ崎アパート2号 | 同 円応寺21-26         | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同                | 17,800                  | 20,500                             | 23,500                             | 26,500                             | 30,300 | 31,600 |                                    |                                    |
| 同 桜町アパート2号   | 同 桜町四丁目12-20       | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 21,000                  | 24,300                             | 27,800                             | 31,300                             | 35,800 | 40,300 |                                    |                                    |
| 同 土屋倉アパート1号  | 同 山市美咲町二丁目3        | 同    | 51.8                          | 1    | 同                | 12,700                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,900                             | 21,600 | 24,900 |                                    |                                    |
| 同 金生アパート     | 同 金生一丁目13-13       | 3K   | 44.4                          | 1    | 同                | 10,400                  | 12,100                             | 13,100                             | 13,100                             | 13,100 | 13,100 |                                    |                                    |
| 同 長清水アパート2号  | 同 長清水一丁目10-12      | 3DK  | 69.4                          | 1    | 同                | 22,300                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,200                             | 37,900 | 43,700 |                                    |                                    |
| 同 日光アパート5号   | 同 天童市北久野本四丁目17-5   | 2DK  | 55.5                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 19,800                  | 22,900                             | 26,200                             | 29,500                             | 33,700 | 38,900 |                                    | 単身可                                |
| 同 長岡アパート2号   | 同 中里一丁目2-2         | 3DK  | 75.9                          | 1    | 一般用              | 27,400                  | 31,600                             | 36,200                             | 40,800                             | 46,600 | 53,800 |                                    |                                    |
| 同 天童南部アパート2号 | 同 南町三丁目18-2        | 3LDK | 79.9                          | 1    | 同                | 29,100                  | 33,600                             | 38,500                             | 43,400                             | 49,600 | 57,200 |                                    |                                    |
| 同 塩水アパート4号   | 同 寒河江市大字寒河江字塩水46-1 | 3DK  | 70.7                          | 1    | 同                | 24,200                  | 27,900                             | 31,900                             | 36,000                             | 41,100 | 47,400 |                                    |                                    |
| 同 楯岡アパート     | 同 村山市楯岡笛田四丁目6-23   | 同    | 54.6                          | 1    | 同                | 12,900                  | 14,900                             | 17,000                             | 19,200                             | 22,000 | 25,300 |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年4月4日から同月10日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成24年4月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成24年6月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アパ<br>ート3号 | 新庄市金沢1612<br>-3 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,200<br>円             | 15,300<br>円                        | 17,500<br>円                        | 19,700<br>円                        | 22,500<br>円 | 26,000<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年4月2日から同月6日まで（ただし、郵送の場合は平成24年4月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成24年5月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |                                    |
|----------------|------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営春日アパ<br>ート2号 | 米沢市春日五丁<br>目2-43 | 3DK  | 61.0                          | 1    | 一般用                | 16,600<br>円             | 19,200<br>円                        | 22,000<br>円                        | 24,800<br>円                        | 28,300<br>円 | 32,700<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 関口アパ<br>ート1号 | 南陽市宮内352<br>-3   | 2DK  | 57.2                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 19,500<br>円             | 22,500<br>円                        | 25,800<br>円                        | 29,000<br>円                        | 33,200<br>円 | 38,300<br>円 |                                    | 単身可                                |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年4月9日から同月13日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成24年6月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|-------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|             |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営東部アパート2号  | 鶴岡市朝陽町6-5      | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,900                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800                             | 27,400 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 茅原アパート2号  | 同 茅原字草見鶴16-1   | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,600                             | 22,400                             | 25,300                             | 28,900                             | 33,400 |                                    |
| 同 川南アパート2号  | 酒田市若宮町二丁目1-2   | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400                             | 30,500 |                                    |
| 同 川南住宅3号    | 同 丁目1-3        | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,300                  | 18,800                             | 21,500                             | 24,300                             | 27,800                             | 32,000 |                                    |
| 同 川南アパート5号  | 同 丁目1-5        | 3K   | 55.7                          | 2    | 同   | 16,900                  | 19,500                             | 22,300                             | 25,200                             | 28,800                             | 33,200 |                                    |
| 同 こがねアパート3号 | 同 こがね町一丁目21-14 | 3DK  | 69.5                          | 1    | 同   | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,300                             | 38,400 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。  
イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年4月5日から同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成24年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成24年6月上旬

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤      | 正     |
|-------------|------------|-----|-------|--------|-------|
| 平成24. 3. 13 | 第2325号     | 269 | 6     | 九才峠    | 九才沢   |
|             |            |     | 26    | 九才峠    | 九才沢   |
|             |            |     | 下から13 | 九才峠    | 九才沢   |
|             |            |     | 下から3  | 九才峠    | 九才沢   |
| 平成24. 3. 16 | 第2326号     | 279 | 下から2  | 準防火地地域 | 準防火地域 |